

# 遺族附加年金事業 Q & A

## ◆「遺族附加年金」について

Q	A
遺族附加年金と遺族共済年金との両方を受給することができますか？	<p>組合員が亡くなった場合は、公的年金として遺族共済年金や遺族基礎年金が支給されます。</p> <p>しかし、その額は暮らしを支えるには十分とはいえません。遺族附加年金は公的年金を補うことを目的として運営されていますので、両方を受給することができます。</p>
掛金は加入したときの年齢で決まるのですか？	<p>月々の掛金は、新規加入されたときの年齢ではなく、毎年<small>の更新日（1月1日）</small>現在での保険年齢で決まります。</p> <p>例）1月1日で35歳と6ヶ月を超えている方は36歳、35歳と6ヶ月を超えない方は35歳となり、月々の掛金が異なります。</p>
昨年と変更なしで更新したいが、申込書は必ず提出しないとイケないのですか？	<p>現在と同じ内容で継続加入される場合には、申込書の提出は不要です。提出がなかった場合には、自動更新の取扱いとなります。</p> <p>ただし、受取人の変更などが発生した場合には必ず手続きが必要です。</p>
加入コースを変更したい。どこにどう記入すればいいのですか？	<p>変更を希望されるプランを○で囲んでください。</p>
受取人を扶養家族以外に指定したいのですが。	<p>扶養に入っていないご家族でも受取人として指定することができます。</p>
受取人の「昨年」という欄が数字の0となっています。どういう意味ですか？	<p>昨年欄に「0」が打ち出している方は、昨年までに受取人の記入がなかった方です。</p> <p>この場合、約款により順位指定があったものとして取り扱われますが、皆様の意志をきちんと反映させるためにも、今回の申込書に受取人コードを記入の上、ご提出ください。</p>
子供が2人いて長男を受取人に指定したい。どう記入したらいいのですか？	<p>受取人コード欄に「9」、受取人氏名欄にカタカナでお子様（長男）の名前をフルネームで記入ください。</p>

Q	A
受取人氏名は必ず記入しないといけないのですか？	<p>受取人コードで「9」を使用される場合のみ受取人氏名をカタカナでご記入ください。 それ以外の番号を使用される場合は記入の必要はありません。 (受取人コード：1, 2, 3, 5, 7の場合は不要です。)</p>
受取人コードとは何？	<p>給付が生じた場合に「遺族附加年金」をどなたにお支払いすればよいか指定いただく番号です。 1：配偶者、2：子、3：父母、5：兄弟姉妹、7：法定相続人、9：上記以外の方</p>
コース、口数は自由に変更できますか？	<p>申込書にある告知事項に該当する箇所がなければ、自由に変更できます。</p>
配偶者も加入する場合、気をつけることは？	<p>本人の保険金額（年金原資）が配偶者の保険金額（年金原資）を下回ってのご加入はお取り扱いできません。 例）本人 57歳 加入コース <b>B型</b>（年金原資 355万円）  配偶者 50歳 加入口数 2口（年金原資 500万円）  この場合はお取り扱いできませんのでご注意ください。</p>
加入コースは昨年と同じなのに給付期間が変わっているのはなぜですか？	<p>年齢によって、同じA1コースでも給付年数が異なります。そのため、昨年と同じコースでも年数が変わってきます。詳細はパンフレットの11～12ページをご覧ください。</p>
配偶者の年収が高い場合でも、遺族附加年金はもらえるのですか？	<p>公的年金の遺族共済年金は、死亡当時、生計維持関係にあった場合に給付されますが、遺族附加年金は受取人の収入や年齢に関わらず、支給されます。</p>
独身でも加入できますか？	<p>加入することができます。 なお、公的年金の遺族共済年金では両親が60歳になるまで支給停止となりますが、「遺族附加年金」には支給制限はありません。</p>

<b>Q</b>	<b>A</b>
配当金はいつ頃、還付されますか？	<p>一年ごとに収支計算を行い、剰余金が発生した場合には毎年 3 月頃に共済組合の登録口座へ送金します。ただし、年の途中で脱退された場合には、配当金はありません。</p> <p>例) 月々の掛金 2,800 円 ボーナス掛金 3,175 円 配当金還付率 36% の場合</p> <p>※2,700 円×12 月+3,175 円×2 月= 38,750 円 【※ 月々の掛金には制度運営事務費(100 円)が含まれています。】</p> <p>38,750 円×36% = <b>13,950 円</b> これが配当金の金額になります。</p>